

## 地方自治法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 議会制度の見直しに関する事項

#### 一 議会の会期制度

1 普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるものとする。 (第百二条の二第一項関係)

2 1の議会は、条例で、定期的に会議を開く日 (以下「定例日」という。) を定めなければならないものとする。 (第百二条の二第六項関係)

3 普通地方公共団体の長は、1の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができるものとする。 (第百二条の二第七項関係)

#### 二 議会の招集手続

1 議長による臨時会の招集請求のあった日から二十日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集することができるものとする。 (第百一条第五項関係)

2 議員定数の四分の一以上の者による臨時会の招集請求のあった日から二十日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、当該請求をした者の申出に基づき、臨時会を招集しなければならぬものとする。 (第百一条第六項関係)

### 三 議会運営

1 委員会の委員の選任等に関する規定を削除し、条例で定めるものとする。 (第百九条第九項関係)

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができるものとする。

(第百十五条の二第一項関係)

3 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものとする。

(第百十五条の二第二項関係)

## 第二 議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項

## 一 再議制度

1 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときの再議について、その対象を全ての議決に拡大するものとする。 (第百七十六条第一項関係)

2 1により再議に付された場合の議会の議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬものとする。 (第百七十六条

### 第三項関係)

3 収入又は支出に関し執行することができない議決に係る再議を廃止するものとする。 (旧第百七十七条第一項関係)

## 二 専決処分の制度

1 専決処分の対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外するものとする。 (第百七十九条第一項関係)

2 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その

旨を議会に報告しなければならぬものとする。 (第百七十九条第四項関係)

### 三 条例の公布に関する制度

普通地方公共団体の長は、議長から条例の送付を受けたときは、再議その他の措置を講じた場合を除き、その日から二十日以内にこれを公布しなければならないものとする。 (第十六条第二項関係)

### 第三 直接請求制度の見直しに関する事項

選挙権を有する者の総数が八十万を超える普通地方公共団体につき、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とするものとする。 (第七十六条第一項、第八十条第一項、

第八十一条第一項及び第八十六条第一項関係)

### 第四 国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項

一 是正の要求又は是正の指示を行った各大臣は、次のいずれかに該当するとき、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は是正の指示を受けた普通地方公共団体の不作為 (是正の要求又は是正の指示を受け

た普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。）に係る普通地方公共団体の行政庁を被告として、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができるものとする。こと。（第二百五十一条の七関係）

1 普通地方公共団体の長その他の執行機関が、国地方係争処理委員会（以下「委員会」という。）に對し、当該是正の要求又は是正の指示に関する審査の申出をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき。

2 普通地方公共団体の長その他の執行機関が、委員会に對し、当該是正の要求又は是正の指示に関する審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

ア 委員会が審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は是正の指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき。

イ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても審査又は勧告を行わない場合において

、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は是正の指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき。

二 都道府県の執行機関に対し、市町村の事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理については是正の要求をするよう指示を行った各大臣は、是正の要求を行った都道府県の執行機関に対し、国による違法確認訴訟手続に準じて、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作为に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもって当該市町村の不作为の違法の確認を求めよう指示をすることができるものとし、当該指示を受けた都道府県の執行機関は、訴えをもって当該市町村の不作为の違法の確認を求めなければならないものとする。こと。（第二百五十二条第一項及び第二項関係）

三 市町村の法定受託事務の処理については是正の指示を行った都道府県の執行機関は、国による違法確認訴訟手続に準じて、高等裁判所に対し、当該是正の指示を受けた市町村の不作为に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもって当該市町村の不作为の違法の確認を求めよう指示をすることができるものとし、当該都道府県の執行機関に対し、市町村の第一号法定受託事務の処理については是正の指示をするよう指示を行った各大臣は、当該訴えの提起に関し、必要な指示をすることができるものとする。こと。（第二百五十

二条第三項及び第四項関係)

第五 一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項

一 組織の変更及び廃止の特例

協議会を設ける普通地方公共団体若しくは機関等を共同設置する普通地方公共団体又は一部事務組合を組織する地方公共団体(以下「構成団体」という。)は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体又は他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、協議会若しくは共同設置又は一部事務組合から脱退することができるものとする。 (第二百五十二条の六の二、第二百五十二条の七の二及び第二百八十六条の二関係)

二 特例一部事務組合

1 一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することとすることができるものとする。 (第二百八十七条の二第一項関係)

2 1の一部事務組合(以下「特例一部事務組合」という。)の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは

、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならないものとする。 (第二百八十七条の二第二項関係)

3 特例一部事務組合の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならないものとする。 (第二百八十七条の二第五項関係)

4 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとする。 (第二百八十七条の二第九項関係)

### 三 広域連合の理事会

広域連合には、規約で定めるところにより、執行機関として、長に代えて理事をもって組織する理事会を置くことができるものとする。 (第二百九十一条の十三関係)

### 第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第七 施行期日等



- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一（三の1に限る。）、第三から第五までに関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を規定するものとする。
- 三 関係法律について所要の改正を行うこと。